

第4回所沢市放課後こども
健全育成基本方針運営委員会

会 議 録

平成26年1月8日

会議の名称	第４回所沢市放課後こども健全育成基本方針運営委員会
開催日時	平成２６年１月８日（水） 午前１０時～午前１１時４０分
開催場所	市役所低層棟３階 全員協議会室
出席者の氏名	（会議録別表１）のとおり
欠席者の氏名	渡辺 昭子・小市 好・山田 壽男
説明者の職・氏名	
議題	議事 （１）国の動向について （２）提言について （３）その他
会議資料	１ 放課後児童クラブの基準に関する専門委員会 報告書（案） １－１ 放課後児童クラブの基準に関する専門委員会 報告書 ２ 放課後児童クラブの基準に関する専門委員会 報告書（案）のまとめ ３ 審議結果等を踏まえた保育料の考え方（児童一人あたり計算） ４ 市が設置する放課後児童クラブの保育料等に係る提言について（案１） 【参考資料】 ・第３回所沢市放課後こども健全育成基本方針運営委員会会議録
担当部課名	こども未来部 仲部長 こども未来部 石井次長 青少年課 堀内課長、斎藤副主幹、中主査、三上主査、小池主査 （事務局）こども未来部青少年課 電話 04-2998-9103

(会議録別表 1)

所沢市放課後こども健全育成基本方針運営委員会名簿

委員長 田中 雅文

副委員長 小沢 貞泰

	氏 名	出欠席 状況	選出母体等
1	田中 雅文	出席	学校法人日本女子大学人間社会学部教育学科
2	塚田 幸久	出席	所沢市立小中学校校長会小学校会
3	木村 良孝	出席	所沢市立所沢小学校 P T A 会
4	田口 助弘	出席	所沢市子ども会育成会連絡協議会
5	渡辺 昭子	欠席	所沢市青少年育成推進員協議会
6	橋爪 猛	出席	所沢市民生委員・児童委員連合会
7	金丸 慎一郎	出席	特定非営利活動法人所沢市学童クラブの会
8	小市 好	欠席	西富児童クラブ
9	斎藤 わか	出席	社会福祉法人わか竹会
10	原 勉	出席	学校法人マルハ学園
11	水野 良司	出席	社会福祉法人法水会 / 所沢市立やなぎ児童館
12	永田 晋介	出席	株式会社コマーム / 所沢市立ひかり児童館
13	山田 壽男	欠席	所沢市立所沢小学校ほうかごところ
14	小沢 貞泰	出席	所沢市立北秋津小学校ほうかごところトンボキッズ
15	石上 美香	出席	公募
16	祝迫 麻依子	出席	公募
17	白濱 隆一	出席	公募
18	園部 比呂志	出席	公募

各委員	成させたいと考えるがいかがか。
委員長	* 異議なし。
	異議がないことから、そのようにする。
委員	それでは、提言（案１）に係る意見等はいかがか。
	提言（案１）の内容については、審議結果のとおりと考える。
	なお、参酌すべき基準については、今後のこととなると理解しているものの、規模の小さい自治体などは、本市のように規模のある自治体の動向に注目していることから、市は自覚を持って取り組まれない。
事務局	了解した。条例（案）の策定にあたっては、十分考慮し進めるものとする。
委員長	本市の取組みが、近隣自治体の手本となるよう期待する。
委員	おやつについて、本提言にその重要性が位置付けられることは、全放課後児童クラブでおやつが提供されることにつながり、サービスの質が向上するものとして評価する。
委員	提言２項の障害児加配人件費に係る文中に、「福祉的な観点から」とあるが、抽象的と感じる。もともと放課後児童健全育成事業は児童福祉を目的とする事業であり、いかがか。別紙では、「障害児に対する福祉的側面を重視し」と記載があるが、この表現のほうが適当ではないか。
	なお、必要に応じて、放課後デイサービスとの兼ね合いなども含め、表現を検討すべきものとする。
事務局	表現のことであり、委員長と協議のうえ、必要に応じて校正する。
委員	別紙「４定員について」で、定員から漏れた児童に対して、放課後３事業の連携推進が示されているが、今までの審議の中では、必要に応じて施設の新設も行うと事務局から回答があった。そのため、当該記載を求めるものである。
	なお、現在、本事業に係るニーズ調査を実施している。そのため、地域ごとのニーズを把握することが出来ることから、ニーズの高い地域では、施設の新設も必要になるものとする。
委員長	施設の新設に係る委員意見があったがいかがか。
事務局	「施設の新設」を加筆するか否か、委員会として審議されたい。

委員長	了解した。それでは、このことについて何らか意見等はいかがか。
委員	「施設の新設」については、従前より事務局説明も曖昧であった。提言として記載することに賛成する。
委員	提言文中では「定員は弾力的に運用」とあるが、供給量を確保しない状況では人数調整となってしまうことが危惧される。そのため、空き教室などの利用も含め、「施設の新設」を記載することに賛成する。
委員	「施設の新設」というと、新たなスペースに新たな施設を建設するイメージが強くなる。小学校の空き教室の活用なども考えると、「新設等」程度が妥当ではないか。
委員	国の専門委員会からの報告書では、クラス分けに係る基準が示されている。「新設」という表現については、こうしたことを踏まえた、より適切な表現とすべきものとする。
委員	当法人が運営する児童クラブは、入室希望児童が非常に多い。しかしながら、今後定員を設けるとなると、入室希望に施設が対応できず、入室できない児童が発生することとなる。 財政的な面から、喫緊での新設は困難であることは承知しているが、現在の児童クラブ施設には庭があることから、これを利用できないか。放課後の児童クラブには庭の設置に係る基準が無く、こうしたスペースに施設の増築を行うことも考えられる。提言では、こうした点も踏まえるべきと考える。
委員長	施設については、委員から「新設」「増改築」「空き教室利用」「クラス分け」などを含めたカタチで提言に記載すべき旨の意見があったがいかがか。
事務局	既存施設の活用を進める市の方向性や、財政的な面を踏まえると、新設に限定することは難しいものとする。施設に係る意見も多方面にわたることから、「施設の整備」としてまとめたい。
委員	「放課後３事業の連携推進」とあるが、放課後児童クラブとほうかごところとは異なる事業である。当該連携が一体化を含めたものであるのかが曖昧である。
委員	確認だが、今回の料金統一化にあたって、放課後３事業としての料金体

事務局	系はどのようになるのか。 児童クラブと生活クラブは統一的な保育料となる。一方、ほうかごところは放課後児童健全育成事業ではなく、今回の審議の対象ではない。そのため、現状通り負担は保険料程度であり、原則利用料はない。
委員	そうすると、「放課後 3 事業の連携」がイメージしづらい。
事務局	放課後児童クラブとほうかごところは違う事業であるものの、例えば放課後に小学校の校庭などを一緒に利用するなどにより、連携は進むものと考えている。 連携に一体化が含まれるのかという質問についてだが、既に前期の委員会から放課後 3 事業の一体化に向けた提言が提出されている。市としては、このことを重く受けとめ、今後の事業展開に反映するものと考えている。 また、同様に、既にほうかごところが実施されている小学校区においては、様々な事業などを通して放課後 3 事業の連携を進めるべきとの意見もいただいております。今後こうした連携を充実していくものと考えています。 なお、連携の方法等については、各学校区によって異なるものと理解しています。
委員	北秋津小学校区については、児童館生活クラブがないため、児童クラブとほうかごところの 2 事業の連携であるが、具体的な例としてこれを紹介する。 まず運営としての連携だが、月 1 回程度、イベントの実施や特徴的な取り組み、ケースとなるような児童についてなど、小学校を含めて放課後関連団体との情報交換の場を設置している。 また、児童の連携については、考え方として、ほうかごところは全児童対策であり全ての児童が対象であることから、留守家庭児童をここから除外していない。そのため、ほうかごところで実施するイベントに、留守家庭児童の参加を促すとともに、必要に応じてスタッフ同士で便宜を図っている。 以上のように、人的な交流やイベントでの交流が、連携の具体的なイメージの一つと考える。

	なお、連携ではなく、「一体化」となると運営組織が統一化されることから、連携とはハードルの高さが違う。また、「一体的な」運営として放課後３事業同士が類似の部分を統一化していくということもあり得る。 北秋津小学校区のように放課後対策が２事業ある地域もあれば、明峰小学校区のように３事業揃っている地域もあるし、また１事業しかない小学校区もある。全ての小学校区を同じにすることは現実的ではなく、地域それぞれの特徴を勘案しながら、最も適した方法で取り組むことが重要であるとする。 前期の委員会では、ほうかごところの１１校目の導入について、国・県の補助を受けることが出来ないことから非常に厳しい旨、教育委員会から説明を受けた。そのため、「放課後３事業連携等推進事業」に対しての提言については、こうした課題を踏まえた上で、全児童対策を含めた放課後対策の道筋を示したという点が、ポイントの一つであったと考えている。
委員長	放課後対策に係る連携については、具体的なイメージが得られたものとする。 一方、この文面から考えると、定員から漏れた児童について放課後３事業の連携によって対応する趣旨と捉えることができる。即ち、当該児童に対しその他の放課後児童対策の利用を促すことによって対応することが連携のカタチと理解するがいかがか。
委員	留守家庭児童対策から漏れたから、ほうかごところで受け入れるといった方向性には無理がある。留守家庭児童対策について国が示す基準、即ち一人あたり１．６５㎡の基準、１クラス４０名程度とする基準を勘案すると、やはり留守家庭児童を受け入れるための供給量は少ないと感じる。財政的な課題は理解しているが、新設が困難であれば増改築、さらにはクラス分けなどによって当該供給量を増やす努力をすべきである。市にはこうした方向性をもって取組み、最終的には国が目指すあり方に到達することを期待する。
委員長	財政的な課題は、政策上の優先順位によるところが大きく、当該優先順位は時期によって変化する。こうした時期なども踏まえながら、新設、増改築等の施設整備は検討していく必要がある。

	いずれにしても、定員を設定する場合であっても、留守家庭児童対策事業を希望する児童が適正に当該サービスを利用することができる必要があるとあり、こうしたことから、提言中には、施設の整備といったハード面と、事業としての充実といったソフト面の両面からの取組みを進める旨、提言中に記載するものとする。 なお、文案については、当該趣旨を踏まえ、委員長と事務局にて協議を行うこととしたい。 その他いかがか。
委員	提言中には、減免などに係る言及がないがいかがか。
委員長	金銭的な面から、児童クラブへの入室が必要な児童が入室できない状況も考えられるがいかがか。
事務局	現在市では、児童クラブを利用する低所得世帯に対しての補助金制度と、生活クラブの保育料に係る兄弟の減額及び低所得世帯への減額・免除の制度を設けている。また、その他、各児童クラブではそれぞれ様々な保育料の減額制度を取り入れている。 今回の保育料統一化にあたり、生活クラブに準じた制度として導入していきたいと考えている。
委員	確認だが、提言の提出にあたっては、あくまで保育料を固めるものとして、提言中に入れないということで良いか。
事務局	低所得の世帯への配慮などは、むしろ提言に入れていただくことで、統一的な制度としての設計を進めることが容易になるものとする。
委員	児童クラブでは、入室児童の世帯の収入状況を把握しておらず、所得に応じた保育料を設定することは出来ないのではないか。
事務局	所得に応じた保育料を設定することは考えていない。また、低所得世帯に対する補助金や減免は、現在申請制度であり、今後も同様の扱いになるものと考えている。
委員	全ての事業者が独自で保育料の減免を行っている。例えば、単親世帯への配慮や兄弟等複数入室している世帯への配慮、高学年児童への配慮が挙げられる。提言中への記載を求めるものではないが、市にはこうした点からの検討も求めるものである。

事務局	兄弟世帯への配慮は生活クラブでも実施しており今後も継続したい。 しかしながら、高学年児童を対象とした配慮については、１年生も６年生も、それぞれ一人として等しくカウントされることとなるため、高学年と低学年の保育料に差をつける理由はないものと考えている。
委員長	経済的に苦しい世帯に対して手当てをすることは当然のことである。今回の保育料の統一化を受け、提言文中に加筆することで、当該配慮を担保することとしたい。 なお、文案については、当該趣旨を踏まえ、委員長と事務局にて協議を行うこととしたい。
事務局	確認だが、低所得世帯等に対する負担の軽減については、どの部分に加筆をすべきか。例えば、提言文中に加筆する、別紙「１保育料について」に加筆する、別紙「その他」に加筆するなど、考えられる。
委員長	保育料のことであり、別紙「１保育料について」に、として加筆することが適当と考えるがいかがか。
各委員	* 異議なし。
委員長	異議がないことから、そのようにする。 その他、意見等はいかがか。
各委員	* 特になし。
委員長	では、最後に、合意形成が図れたことについて確認をする。 一点目は、別紙「４定員について」には、定員から漏れた児童への対策として、施設に係る文言を加筆することで、施設の整備といったハード面、事業の充実といったソフト面の両面から取り組む旨、記載することとする。 二点目は、別紙「１保育料について」に、として、低所得世帯等に対する負担の軽減について記載することとする。 なお、提言文案については、各論的なものも含め、委員長と事務局で検討し、（案２）を作成する。これを委員へ送付し、さらに意見を求めることとする。 （３）その他 * 事務局より、今後のスケジュールについて説明。

	説明員 青少年課 中主査 ・ 小沢副委員長が出席している「所沢市子ども・子育て会議」は、２月１４日（金）に開催される。 ・ 提言については、委員長と事務局にて提言（案２）を作成し、各委員の確認を経て、完成するものとする。これを市長へ提出する。 ・ 本委員会が今年度最後の開催であり、次回は次年度となる（開催日は未定）。
委員長	事務局より今後のスケジュールなどについて説明があった。このことについて、質疑等いかがか。
委員	条例の策定のスケジュールはどのようになるのか。条例（案）の策定を行うことを、本委員会の役割と記憶している。
事務局	条例（案）の策定は、市が行う。スケジュールとしては、平成２７年４月から円滑に施行できるよう準備を進めたい。ただし、国の基準が省令として示されるタイミングなどもあり、現状では具体的なスケジュールを示すことができない。
委員	確認だが、新たな保育料の導入時期は、平成２７年４月からという理解でよいか。
事務局	その通りである。
委員	多くの事業者が、平成２５年度の決算結果をもって、２７年度の準備をするものと推測する。場合によっては、会計科目を変える必要なども生じ、総会などでの説明も想定される。そのため、市には、今までの議論の結果及び平成２７年４月以降の事業展開について、なるべく早い時期に児童クラブ運営事業者へ伝えたとともにアドバイスなどもし、継続的に安定的な運営が出来るよう配慮されたい。
委員長	この大きな転換期を、児童クラブ運営事業者と市とが協力し、円滑に進むことができるよう期待する。